

エミフィス共通利用規約

このエミフィス共通利用規約（以下「本規約」といいます。）は株式会社西武リアルティソリューションズ（以下「運営管理者」といいます。）が提供する「エミフィス」サービスを利用するにあたり、会員が遵守すべき事項を定めたものです。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、エミフィスサービスをいいます。
- (2) 「本施設」とは、本サービスの提供を行う施設をいいます。
- (3) 「運営管理者」とは、本サービスおよび本施設の運営管理を行う株式会社西武リアルティソリューションズをいいます。なお、運営管理者は、本施設および本サービスの運営管理の一部または全部の業務を、第三者に委託することが出来るものとします。
- (4) 「会員」とは、運営管理者が本サービスの利用を承諾した者をいいます。
- (5) 「法人会員」とは、会員のうち、法人にて利用登録を行い、会員となった者をいいます。
- (6) 「個人会員」とは、会員のうち、個人にて利用登録を行い、会員となった者をいいます。
- (7) 「シェアオフィス会員」とは、利用時間に応じて毎月利用料が定まる会員をいいます。
- (8) 「レンタルオフィス会員」とは、会員のうち運営管理者が指定する専用デスク（個室）を別途定期建物賃貸借契約を締結し、賃借する会員をいいます。
- (9) 「ゲスト」とは、会員同伴の上で、本施設を利用することを認められた会員以外の者をいいます。なお、複数名利用スペース（第(11)号にて定義します。）を利用する場合、定員数から複数名利用スペースを実際に利用する会員数を控除した人数以下の者に限り、会員同伴の上で、ゲストに複数名利用スペースを利用させることができます。
- (10) 「専用サイト」とは、運営管理者が指定する本サービスを利用するための専用ウェブサイトといます。
- (11) 「複数名利用スペース」とは、定員2名以上の会議室等をいいます。

第2条（会員資格）

1. 会員は、法人又は成年者である個人で、かつ所定の利用登録方法に基づき本サービスの利用登録をした者（以下、「利用登録者」といいます。）のうち、運営管理者が入会を承諾し、利用する際に必要な会員IDを発行（以下、「ID発行」といいます。）した者をいいます。会員は入会后、別途定期建物賃貸借契約を締結する場合を除き、利用時間に応じて毎月利用料が定まるシェアオフィス会員とします。
2. ID発行により利用登録者は利用開始日から会員たる資格を取得するものとします。
3. 会員は、法人会員の場合は、その役員および従業員・使用人、その他運営管理者が認めたもの、個人会員の場合は、会員本人・配偶者・一親等以内の親族（ただし、日本における義務教育課程を修了した者およびそれに準じる教育課程を修了した者に限ります。）並びに個人事業主の場合におけるその使用人および業務委託契約等を締結している者についても、会員として登録することができます。

4. 第3項に定める者が会員になる場合は、氏名および本サービス利用の際に使用するメールアドレスを運営管理者に届け出るものとします。又、変更がある場合も同様とします。
5. 会員は、本施設のうち、本サービス並びに別紙3に定める利用可能施設を利用することができます。又、サービスの内容により別途有料のものがあります。

第3条（利用可能時間）

1. 会員およびゲストは、専用サイトに記載される営業時間内に限り本施設を利用することができます。
2. 運営管理者は、営業時間の変更や休館日等の事前告知は専用サイトに掲載する等の方法により行います。

第4条（利用料金およびプラン）

1. 第2条により利用登録した会員（シェアオフィス会員）は、利用時間に応じて毎月利用料が定まる従量プランが適用されます。
2. 一部施設に限り、会員（シェアオフィス会員・レンタルオフィス会員）の希望により、以下のプランを選択することができるものとします。
月極プラン・・・毎月定額の利用料を支払うプラン
3. 会員及びゲストは、本サービスを利用するにあたり運営管理者に対して利用料金を支払うものとします。
4. 本サービスの利用料金およびプランの詳細は、専用サイトまたはホームページに掲載される料金表に定めるとおりとします。
5. 予約時間の短縮またはキャンセルを行うことなく、予約開始時間が経過したときは、会員が予約登録した内容に従って本施設を利用したものとみなし、前項に定める利用料金が課されるものとします。
6. 予約時間の延長は、予約終了時間までに専用サイトより行ってください。ただし、他の会員の予約が入っている場合は延長できません。
7. 前項の手続きを行わずに予約時間を5分以上超えて退館した場合には、超過時間につき通常料金の1.5倍の金額が課されるものとします。
8. 会員およびゲストが、故意または過失により、本施設に設置された什器等を破損、毀損、汚損等した場合は、修理・交換・清掃等に要する費用を会員およびゲストに別途請求することができるものとします。
9. レンタルオフィス会員は、賃借権を有する専用デスクを利用する際に限り、第3項、第5項、第6項、第7項の適用はないものとします。
10. 月極プランの会員は、プラン外の時間でのご利用を除き、第3項、第5項、第7項の適用はないものとします。
11. 月極プランの会員の利用開始日が月中の場合の料金は、当該月の暦日数によって日割計算します。

第5条（本施設および設置設備の利用等）

1. 本エリアを含む本施設全体について運営管理者の占有および管理下にあります。会員に対し、本施設について所有権・借地借家法上の借家もしくは民法上の賃借権を含む一切の権

利は発生しません。（ただし、レンタルオフィス会員の締結する定期建物賃貸借契約に基づく権利を除きます。）又、運営管理者の承諾を得た場合を除き、本施設内の設置設備の移動等の原状変更は一切認められないものとします。

2. 会員は、本施設が商業施設内にあるため、隣接する商業店舗の音等がすることおよび駅隣接や高架下に位置するため本施設の周辺や上部を電車が通行することをあらかじめ承諾するものとし、それらに起因するか否かにかかわらず音の発生があることおよび振動の可能性のあることをあらかじめ承諾するものとします。

第6条（ICカード（入退館・複合機用ICカード））

1. 運営管理者は、会員に対してICカード（入退館・複合機用ICカード以下、「ICカード」といいます。）を発行します。
2. ICカードの発行手数料は、1枚目は無償とし、2枚目以降の場合は費用が発生するものとします。
3. 会員は、ICカードを複製し又は第三者へ貸与・譲渡してはならないものとします。万が一、会員又はゲストの故意又は過失により第三者がICカード若しくはICカードの複製品等により施設・複合機等を利用した場合、その利用料について違約金として運営管理者に支払うものとします。
4. 会員は、期間満了、契約解除等の理由を問わず、会員資格の解除および契約が終了した場合、直ちに発行済みのすべてのICカードを運営管理者に返却するものとします。
5. ICカードの紛失、盗難、又は破損等が生じた場合、会員は直ちに運営管理者にその事実を届け出たうえで、ICカードの再発行を請求することができます。
6. 前項の定めるところによりICカードを再発行する場合、会員は運営管理者に対して再発行手数料を支払うものとします。

第7条（利用方法）

1. 会員は専用サイトで予約登録をした上で、本施設の完全個室・半個室・オープン席等を利用することができます。利用希望日の31日前から、15分単位で予約ができます。なお、予約時間は最大で40時間分保持することができ、予約時間を消化又はキャンセルする度に追加の予約登録が可能となります。
2. 本施設入退館の際は、専用サイトより発行されるスマートキーもしくはICカードを用いて入館打刻および退館打刻を行うものとします。
3. 予約開始時間の5分前から入館可能としますが、座席の利用は予約開始時間以降とします。
4. 予約時間の短縮は15分単位で、キャンセルは、予約開始時間前までに専用サイトより行うことができます。
5. 予約時間の延長は、予約終了時間までに専用サイトより行ってください。ただし、他の会員の予約が入っている場合は延長できません。
6. 前項の手続きを行わずに予約終了時間を5分以上超えて退館した場合には、超過時間につき通常利用料金の1.5倍の金額が課されるものとします。
7. 入退館打刻が不完全な場合、一定時間の利用があったとみなし利用料金が課される場合があることを予めご了承ください。スマートキー（もしくはICカード）により、入退館打刻が確実に行われていることを確認するものとします。

8. 専用サイト以外の方法（電話、メール、口頭等）による予約登録および予約内容の変更等
はできないものとします。
9. 本施設利用後は、机・椅子や設備・備品等を元の状態に戻していただきます。
10. ゴミは会員およびゲスト各自で片付け、廃棄または持ち帰っていただきます。
11. その他、詳細な利用ルールは各施設の館内掲示等に従うものとします。
12. レンタルオフィス会員は、賃借権を有する専用デスクを利用する際に限り、第1項ないし
第8項の適用はないものとします。
13. 月極プランの会員は、プラン外の時間でのご利用を除き第6項、第7項の適用はないものと
します。

第8条（禁止事項）

1. 本サービスを利用する権利は、運営管理者の許可なく第三者に譲渡または貸与等をするこ
とはできないものとします。
2. 本施設の利用にあたり、次に定める行為またはこれに類似する行為をすることを禁止し、
会員およびゲストが当該禁止行為を行った場合には、本施設の利用を中止させるなどの処
置を講ずることができるものとします。
 - ① 運営管理者の許可なく本施設の立ち入り禁止箇所に侵入すること
 - ② 本施設を利用する他の会員およびその他の第三者に迷惑を及ぼす音、振動又は臭気等
を発生すること
 - ③ 本施設内の指定場所以外で食事をする事
 - ④ 本施設内で飲酒・喫煙をする事
 - ⑤ 本施設内において寝位による仮眠をとることおよび本施設内に寝具を持ち込むこと並
びに宿泊すること
 - ⑥ 本施設内に動物を持ち込み又は飼育すること（ただし、運営管理者の許可を得た盲導
犬、聴導犬又は介助犬を除く）
 - ⑦ 運営管理者の許可なく本施設の通路、階段、外壁等に看板、ポスター、屋号等を掲示
すること
 - ⑧ 本施設内において、各号の業種又はそれに類する業務を行うための事務所として使用
すること
 - (ア)風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条において定義する業種。
 - (イ)貸金業法第2条第1項に規定する貸金業。
 - (ウ)特定の宗教団体の布教活動に関与する業種。
 - (エ)特定の政治団体の政治活動に関与する業種。
 - (オ)物販等の営業行為その他運営管理者が不相当と認めた業種。
 - ⑨ 本施設内において、火器等を使用すること又は火器等を持ち込むこと
 - ⑩ 運営管理者の許可なく本施設が入居している建物および本施設内に二輪車等を持ち込
むこと
 - ⑪ 他の会員に嫌悪感を与える身なりで本施設を利用すること
 - ⑫ 本施設内において、法令等に違反する行為を行うこと
 - ⑬ 公序良俗に反する行為、その他運営管理者が不適切と判断する行為を行うこと
 - ⑭ 運営管理者のネットワーク環境において、盗聴、データの盗難などの不正行為を行う

こと、又、以下の不正行為を行うこと

- (ア)他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標登録等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (イ)他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害するおそれのある行為
- (ウ)他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (エ)詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (オ)わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (カ)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (キ)情報を改ざんし、又は消去する行為
- (ク)他人になりすまして利用する行為
- (ケ)有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (コ)本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを営業区域から送信する行為
- (サ)本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを営業区域から送信する行為
- (シ)運営管理者若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (ス)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為
- (セ)その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると運営管理者が判断した行為
- ⑮ 運営管理者の許可なく本施設の住所および名称を会員の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物又はWebページ等の電子媒体へ掲載することおよび郵便物の宛先とすること
- ⑯ 本エリアに設置された机・椅子等に私物を置くことで正当な理由なく長時間その場所および周囲を占有すること（場所取り等）
- ⑰ 運営管理者に操作管理権限が一任された本施設の備品・設備等に運営管理者の許可なく触れること（空調、音響設備の無断操作等）
- ⑱ 会員として有する権利の第三者への譲渡、貸与、質権の設定等の担保提供その他の処分又は運営管理者との間の契約上の地位の譲渡を行うこと
- ⑲ スマートキーもしくはICカードを第三者へ貸与又は譲渡すること
- ⑳ 本施設および本施設の所在する建物（以下「本件建物」といいます。）について、会員の住所、本店、または営業所の所在地として、名刺、ホームページ等に表示し、顧客または配送業者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記すること（レンタルオフィス会員のうち、法律が許可し、かつ運営管理者が書面にて事前に同意した場合を除く。）
- ㉑ その他運営管理者や第三者に対する迷惑行為

運営管理者は、次の各号に定める事由により会員が被った損害については、その責を免れるものとします。

- (1)会員およびゲストの荷物・貴重品・電子データ等の私物の紛失・消失・盗難・破損または汚損等
- (2)本施設内における事故、怪我、疾病等
- (3)本件建物または本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
- (4)地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
- (5)他の会員その他の第三者の責に帰すべき事由
- (6)その他運営管理者の責に帰さない事由による損害等

第10条（不当行為による利用制限）

会員が下記の事由に該当する行為を行った場合、運営管理者の判断で、会員の以降の本サービスの利用をお断りする場合がございます。

- (1) 運営管理者や他の会員、ゲスト等に損害を与えまたは与える恐れがある行為を行ったと運営管理者が判断した場合。
- (2) 本規約に違反する行為があった場合。

第11条（セキュリティカメラの設置等）

1. 会員およびゲストは、運営管理者が本施設内にセキュリティカメラを設置することをあらかじめ承諾するものとします。
2. セキュリティカメラで撮影した映像は端末に保存され、一定期間経過後、古い映像から順番に削除されます。

第12条（利用ログ情報の取得）

運営管理者は、会員およびゲストによる本施設の利用状況に関する情報（利用ログ）を収集し、統計データの作成や情報配信等、本施設の改良・品質の向上のために使用することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、運営管理者に対し次の各号の事項を表明し保証するものとします。
 - (ア) 自ら、自らの使用人・従業員等、又はゲスト（以下総称し、「対象者」といいます。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下総称して、「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと
 - (イ) 反社会的勢力のために自らの名義を利用してID発行又は定期建物賃貸借契約を締結するものではないこと
2. 前項に定める他、会員は、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を将来にわたって行わないことを運営管理者に対し表明し保証するものとします。
 - (ア) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - (イ) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為

(ウ) 運営管理者、本施設を利用する他の会員若しくはゲスト又はその他の第三者に対する業務妨害にあたる行為

(エ) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為

(オ) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

(カ) 反社会的勢力が会員又はゲストの事業に関与する行為

3. 運営管理者は、対象者が前2項に違反していると合理的に判断したときは、何らの催告もなく、運営管理者と会員間のすべての会員資格および契約を解除することができ、会員はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。
4. 前項により会員が損害を被った場合でも、運営管理者はこれを一切賠償する義務を負わないものとします。
5. 第3項により会員資格又は定期建物賃貸借契約が解除された場合、会員は運営管理者が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第14条（守秘義務）

1. 運営管理者および会員は、会員資格又は定期建物賃貸借契約に伴う折衝経緯、契約条件その他契約内容および他の会員の個人情報保護法第2条に定める個人情報（以下、「個人情報」といいます。）について、第三者に対してこれを互いに公にしない義務（以下、「守秘義務」といいます。）を負うものとします。ただし、次の各号に該当する場合を除きます。

(ア) 法令規則等により、公的機関に対して情報を開示することが要求される場合

(イ) 本建物の管理・運営上必要な限りにおいて、情報を開示しなければならない場合

2. 運営管理者は、会員から開示を受けた個人情報を厳重に管理する義務を負うものとします。
3. 本施設は多数の利用者が共用する施設であり、その特性に鑑み、会員は自らの責任で秘密情報（会員自らが秘匿したい情報、会員が本施設を利用することに伴い知り得た運営管理者並びに他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。）を管理しなければならず、万が一、当該秘密情報が漏洩した場合でも、運営管理者の故意又は重大な過失がない限り、運営管理者は一切その責任を負わないものとします。会員は、本サービスおよび本施設の利用に伴い他の会員の秘密情報を得た場合、会員は善良なる管理者の注意をもって、当該秘密情報を厳重に秘匿する義務を負うものとし、ソーシャルネットワークサービスや自身のウェブサイトやブログなどを含む一切のネットワーク上の情報提供手段あるいはその他一切の手段により、第三者に開示し又は漏洩、公開もしくは利用することを禁じます。会員が本項の規定に違反した場合において他の会員損害が発生したとき又はこれに関して会員間でトラブルが生じた場合、運営管理者は一切の責任を負わず、当該会員間でこれを対処・解決するものとします。
4. 本条に定める守秘義務は、会員資格又は定期建物賃貸借契約の終了後も継続するものとします。

第15条（個人情報の取り扱い）

1. 運営管理者は、会員およびゲストの情報、並びに本施設内に設置するセキュリティカメラの映像に含まれる個人情報について、法令等に従い次のとおり取り扱います。

(1)個人情報の利用目的

運営管理者は取得した会員およびゲストの個人情報を次の目的のために利用します。なお、運営管理者は、必要な範囲で運営管理者が取得した個人情報を本サービスの委託先に提供することがあります。

- ① 会員およびゲストの登録情報に関する利用目的
 - a. 登録情報および利用実績等の管理
 - b. 会員およびゲストへの連絡およびアンケート協力依頼
 - c. 本サービスに関連した新しいサービスの開発およびその情報発信
- ② セキュリティカメラで撮影した映像に関する利用目的
 - d. 本施設内における本規約に違反する行為や犯罪行為の監視および抑止、捜査機関への情報提供
 - e. 本施設の利用状況の確認および災害等有事の状況確認
 - f. 本施設内における遺失物等の有無の確認

(2)本条の定めにかかわらず、運営管理者は、必要があると認められる場合は、会員およびゲストの個人情報を法令およびガイドラインの定めに従い、第三者に開示・提供することがあります。

(3)運営管理者は関係法令に従い提供された個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。

(4)個人情報に関して本規約に定めのない事項については、運営管理者の定める下記の個人情報

保護方針に準じるものとします。

株式会社西武リアルティソリューションズ

プライバシーポリシー

<https://www.seiburealsol.jp/privacypolicy/>

2. 運営管理者は、会員の個人情報について、下記に定める利用目的で、提携サービスの提供者（以下「提携者」といいます。）との間において、共同利用するものとします。

- (1) 共同利用する会員の個人情報：氏名、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等個人情報保護法で定める個人情報
- (2) 共同利用する者の範囲：株式会社エムシーデザインラボ（第1条第3項に基づく運営管理者の一部業務の委託先）
- (3) 利用する者の利用目的：提携サービスの提供およびその他付随する事項
- (4) 管理責任者：株式会社西武リアルティソリューションズ

3. 会員およびゲストは、前項第2号に定める共同利用する者の範囲が、提携者の追加等により変更となる場合で、当該変更につき会員の同意が得られない場合は、追加された提携者の提供する提携サービスを利用できないことをあらかじめ承諾し、当該変更について会員の同意を得るために合理的な範囲で運営管理者に協力するものとします。

第16条（本規約の改定）

1. 運営管理者は、合理的な告知期間をもっていつでも本規約（第4条の利用料金を含む）を改定できるものとします。なお、改定した本規約の効力は全ての会員およびゲストに及ぶものとします。
2. 運営管理者は、本規約の全部または一部を改定する場合、本規約を変更する旨、変更後の内容

および効力発生日を、専用サイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを会員およびゲストに告知します。

以上

制定日：2023年2月1日

【別紙1】施設レイアウト
本施設ウェブサイト参照

【別紙2】プラン一覧および料金表
本施設ウェブサイト参照

【別紙3】利用可能施設について

- ① 会員およびゲストは、利用施設以外の以下施設（以下、「各施設」といいます。）について、各施設の利用規約・利用条件等を遵守することを条件に利用できるものとする。
- ② 各施設の利用料については、運営管理者の指定する方法により支払うものとする。
- ③ 各施設の利用にあたって、各施設の他の利用者や各施設の運営管理者等に損害を発生させた場合等、会員は、相手方との間で解決を図るものとする。

名称	利用可能施設	利用料	利用可能時間 (営業時間)	備考
エミフィス (エミフィス ミニを含む)	全施設	各施設の利用 (従量会員) 料金に準ずる	各施設の営業 時間に準ずる	予約方法他各施設の 利用条件に準ずる
Karuizawa Prince The Workation Core	軽井沢	施設の利用料 金に準ずる	施設の営業時 間に準ずる	予約方法他施設の利 用条件に準ずる

【別紙4】提携施設について

1. 会員およびゲストは、以下の提携施設について、各提携施設の利用規約・利用条件等遵守することを条件に各提携施設を利用することができるものとする。
2. 提携施設の利用料については、運営管理者の指定する方法により支払うものとする。
3. 会員およびゲストは、提携施設を利用する際に、提携施設の運営管理者および他の利用者に一切迷惑をかけないものとし、提携施設の運営管理者および他の利用者に損害を発生させた場合、運営管理者は一切その責任を負わないものとする。

名称	利用可能店舗	利用料	利用可能時間 (営業時間)	備考
H ¹ T (野村不動産株式会社)	全施設	提携施設の 料金に準ずる	提携施設の営業 時間に準ずる	予約方法他提携施設の利用 条件に準ずる